

## 今回の措置について（概要）

震災後に支給決定等の有効期限が切れたとしても、引き続き障害福祉サービス等が利用できます。

今般の政令・告示による措置は、支給決定等の有効期限が平成23年3月11日から平成24年2月28日までの間に切れる場合について、平成24年2月29日まで引き続き障害福祉サービス等の利用ができるようにするものです。

今回の措置は、告示第56号（注1）により平成23年8月31日まで期限が延長されていた有効期限を更に平成24年2月29日まで期限を延長するもの。対象となる権利利益は、以下のとおりです。

- ・ 障害児施設給付費の支給（児童福祉法第24条の2第1項）
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項）
- ・ 介護給付費等の支給決定（自立支援法第19条第1項）
- ・ 自立支援医療費の支給認定（自立支援法第52条第1項）

ただし、今回の措置は前回と以下の相違点があります。

利用者からの個別の申出が無くとも自動的に延長される対象地域が異なります。

（注2）

対象となる特定権利利益	対象者
障害児施設給付費の支給	岩手県（大船渡市、陸前高田市及び上閉伊郡大槌町に限る。）宮城県（気仙沼市及び名取市に限る。）又は福島県（南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村に限る。）に居住地を有する者
精神障害者保健福祉手帳の交付	東日本大震災に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（岩手県、宮城県及び福島県の区域に限る。以下「特定被災区域」という。）内に居住地を有する者
介護給付費等の支給決定	岩手県（大船渡市、陸前高田市及び上閉伊郡大槌町に限る。）宮城県（気仙沼市及び名取市に限る。）又は福島県（田村市、東白川郡塙町、双葉郡

	広野町、同郡楡葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村に限る。)に居住地を有する者
自立支援医療費のうち更生医療の支給認定	福島県(双葉郡広野町、同郡楡葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町及び相馬郡飯舘村に限る。)に居住地を有する者
自立支援医療のうち精神通院医療の支給認定	特定被災区域内に居住地を有する者

上記以外の地域においては、延長の申出のあった利用者に対して、各自治体で個別に判断します。申出の際には、保有する権利利益 延長を必要とする理由(災害の被害者である等)等必要な事項が記載されていれば、様式は問いません。(注3)

注1：特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を平成23年8月31日とする措置を指定する件(平成23年厚生労働省告示第56号)別添3参照。

注2：特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第4項の規定に基づき同条第1項の規定による満了日の延長に關し当該延長後の満了日を平成24年2月29日まで延長する措置を指定する件(平成23年厚生労働省告示第299号)別添5参照。

注3：東日本大震災の被害者の児童福祉法第24条の3第4項の施設給付費等についての権利利益に係る満了日の延長に關する政令(平成23年政令第274号)別添4参照。